

泉大津市部活動指導員配置要項

1. 部活動指導員配置の目的

生徒の自主性・自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動を通し、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に寄与する教育課程外の学校教育活動である部活動において、より専門的で質の高い指導を行うとともに、適切な練習時間や休養日の設定などの部活動の適正化を進め、持続可能な運営体制を整えることを目的とする。

2. 部活動指導員とは

学校の教育計画に基で行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する、学校教育法施行規則（昭和22年文部省第11号）第78条の2で定める学校の職員。

3. 勤務条件等について

(1) 身分

泉大津市会計年度任用職員

(2) 任用までの流れ及び任用期間

面接による選考を行い部活動指導員登録者名簿に登載。競技種目及び活動内容、勤務可能な学校・日、通勤時間、学校の希望等を考慮して配置校を決定する。

配置校校長との面談および説明会・研修会を経て、配置校での適格性の判断後、任用を開始し、その年度の3月末までを任用期間とし、任用期間が満了したときは、退職となる。ただし、勤務実績が良好でないと教育委員会が認めた場合、任期中であっても解職するものとする。

再任用を希望する場合は、契約更新が可能。

（勤務成績が不良である時や事業廃止等により担当業務がなくなる場合を除く。）

(3) 勤務日及び勤務時間

1日の勤務時間は平日2時間以内、休日3時間以内。（大会、練習試合等の場合は除く。）

1週間の勤務日数は5日以内。（上限を平日4日、休日1日とする。）

年間の総勤務時間は495時間以内。

(4) 勤務場所

泉大津市立中学校

(5) 職務内容

部活動指導員は、校長の指示のもと当該部活動の顧問又は担当教員と連携し、以下の職務を担う。

- ① 実技指導
- ② 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- ③ 学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率
- ④ 用具及び施設の点検及び管理
- ⑤ 部活動の管理運営
- ⑥ 保護者等への連絡
- ⑦ 年間及び月間指導計画の作成
- ⑧ 生徒指導に係る対応
- ⑨ 事故が発生した場合の現場の対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡及び教員等への報告等）
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、部活動の実施に関し校長が必要と認める事項に関する
こと

(6) 出勤の確認

部活動指導員は、部活動指導員勤務実績簿に必要事項を記入し、校長へ提出。校長は、校長印を押印のうえ、毎月、翌月3日までに泉大津市教委育委員会事務局教育部指導課に提出。

(7) 基本賃金

1時間あたり 1,600円

(8) 通勤手当

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁済に関する条例及び、規則に基づき支給。

交通機関利用者	勤務日数に応じ実費分を全額弁償 (ただし、月額 55,000 円を上限とする。)			
交通用具利用者	通勤距離	1ヶ月の勤務日数		
		1日～3日	4日～6日	7日以上
	2km 以上 5km 未満	500 円	1,000 円	2,000 円
5km 以上	1,025 円	2,050 円	4,100 円	

(9) 旅費請求

引率等により交通費が発生する場合は、予算の範囲内で支給する。その際、部活動指導員勤務実績簿備考欄に必要事項を記入したうえで、旅費請求書を提出すること。

(10) 年次有給休暇及び特別休暇

泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び、取扱要綱に従い付与

(11) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険は対象外。公務災害補償は適用

(12) 服務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）及び懲戒に関する規定が適用されます。

4. その他

(1) 研修

教育委員会が実施する部活動指導に係る研修を受講すること。

（任用前1回程度、任用後年1～2回程度）

(2) 部活動の運営について

「泉大津市部活動運営方針」および、各中学校の「部活動ガイドライン」を遵守すること。